

平成28年（2016年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成28年12月 6 日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成28年12月16日（金）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
出納室主幹	佐々木 猛	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	中村吉伸
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	堀 秀俊
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建 設 課 長	植地俊文
水道課主幹	宮原 優	海山総合支所長	玉津裕一
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	宮原俊也		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 中津畑 正量	1番 大西瑞香
------------	---------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### 玉津充議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、久保水道課長が所用で欠席のため宮原主幹を、また、玉津会計管理者が所用で欠席のため、佐々木主幹を代理として出席させることを許可いたします。

---

### 玉津充議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

### 玉津充議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑 正量君

1番 大西 瑞香君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

### 玉津充議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長からの審査経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

### **入江康仁総務産業常任委員長**

8番 入江です。

皆さんどうもおはようございます。

ただいまから平成28年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の結果と経過について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月7日水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催いたしました。

説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課、生涯学習課の局長及び課長並びに職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第56号 紀北町図書館条例

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例

議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

の議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、議案第56号 紀北町図書館条例の審査を行いました。

質疑に入り、質疑といたしまして、議案書5ページ、名称は図書館条例ということですが、館の名称を室にしたと、本会議で聞いていますか、今回、図書館条例ということですので、名称を図書館ということではないかと、個人的には思います。

また、司書の配置は義務ではないということですが、これは図書館条例でも設置しなくても、義務ではないと理解しています。

今後、司書を置かないことも想定しているのか、今後とも義務ではないが、設置していく予定なのか、その点について答弁を求めます。

という質疑に対しまして、答弁といたしまして、司書については、今後も置いていく予

定をしています。

名称につきましては、館というと建物を1館、2館と数えるように、独立した施設をイメージするところもございます。現状は、1つの施設の中の施設ということで、図書室としました。

条例名については、図書室条例という名称も検討しました。

しかし、図書室条例とすると、例えば4条や5条の開館時間や休館日が、開室時間や休室日ということになります。それは間違いではないのですが、そういう言葉は一般に使われている言葉ではありませんので、条例の平易で分かる表現という原則からすると問題があります。

また、現在は施設の中に入っていますが、今後、単独で独立した図書館を建設する可能性もありますので、その時にも図書館条例としておけば、対応できます。

この条例は、図書館という施設を紀北町の条例で定めるのが目的です。その名称を考えた時に、現状を勘案して室としましたという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、そういう説明はされたのですが、図書館条例で図書室ということで統一性がないような気がしました。図書室なら図書室条例でどうなのかと思います。統一性で考えるのならば、紀伊長島図書館、海山図書館、児童図書館ではないでしょうか。

本会議の説明でも、一部に入っているので、図書室という名称を作ったということですが、知っている中に、他でも建物の中に入っているところでも図書館というふうにかけている気がしましたので、図書室ということに関して個人的に違和感があります。

統一性を考えても違和感があるので、今回答弁させてもらった。今、課長の説明では、そういうことも含めて考えられたということですが、その名称を図書館にしようということのもっと深い議論というのはなかったのでしょうか。

図書館条例で、名称だけ図書室としたことは何故かということ、建物の一部に入っているのに図書室にしたということでしたが、基本的に統一性がないと思いますので、建物の一部に入っているだけでも図書館でいいのではないかと個人的には思います。

新規条例の中の文面としてどうなのかという気がしましたので、仮に図書室とするなら、図書室条例、全部、館ではなくて、室に統一したほうが良かったのではなかったのか。考え方としては、図書館条例で、名称も図書館にしたほうが良かったのではないかと思いますので、あえて再度質問させていただきました。

答弁を求めることに関しては、図書館条例はよくわかりましたので、室を館にすべきではなかったのかという気持ちがいまだに残っていますので、その点について、議論がどのようにされたうえで、こうなったのかということをお答えしていただきたいと思っておりますという質疑でございました。

答弁はなしです。すいません。答弁といたしまして、図書館条例にしなかった理由につきましては、先ほど述べさせていただいたとおりです。それで図書館条例にすることにし、その名称についても、図書室にするのか、図書館にするのか議論しました。

そこで、繰り返しになりますが、現状や形状を勘案すると、図書館というより図書室のほうが妥当ではないかということになりましたという答弁でございました。

次に、議案書6ページ、第4条、第5条の図書館とあるところの後ろに、カッコして室と入れたほうが、より妥当性があると思っておりますが、いかがでしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、先ほどのご質問と共通する部分もありますが、図書館というものを現在の形状を見て、図書室という名称にしました。今後どこかに独立したものを図書館として設置した場合、どここの図書館という名称で、この中に記載することになりますので、図書館という名称であっても、図書室という名称であっても、そのものの本質は図書館ですので、条例名も図書館としていますし、この中の条文の文言は、図書館で統一していますという答弁でございました。

次に、また質疑といたしまして、言われている意味は分かりますが、文章としましては、図書館条例の中に図書室があるのですから、第4条・第5条の図書館の開館時間や休館日のところにカッコをして図書室と入れれば、文章としても現実的にもなんら不都合を生じないし、より一般的に親しみやすいようになるのではないかと思いますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、委員のおっしゃることはよく分かります。一般的な説明文章では、そういう形も十分考えられると思っておりますが、法規法令の文章については、ある程度スタイルというのが決まっていますので、この場合については、そういうカッコで室というものではなくて、この形でおおるものでございますという答弁でございました。

再考の余地のあるものかと思っておりますので、もう一度なんかいい方法を考えてください。要望します。私は別に法律的には別段問題は生じないと思っておりますという質疑に対しまして、第2条を改めて見てほしいのですが、ここで、図書館の名称はということで、図書室としています。この室そのものが図書館です。ですから、それ以降も図書館の開館時間ということで、正規の書き方ですという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、今までなかったということで、今回、図書館条例として設置するということですが、図書館の使用の中で、よく公民館とかであれば営業に使用できないとか、そのような決まりがあると思います。

条例の中にそのような規定があるのか、細則のようなものに入っているのか確認はしていませんが、図書館の中にも販売はしてはならないとか、そういうような文言は必要がないのかどうか、その辺がわからないのです。今の中には、その辺が見当たらないので、考え方についてお聞きしますという質疑の中で、答弁といたしまして、第3条にここで行う事業をあげています。図書館で行う事業は、(1)が主になりますが、図書等を収集してその資料を町民の方の利用に供することです。したがって、その他の用途で、物を販売することは想定していません。一般的な会館、例えば町民センターや多目的会館など、貸館、貸室といったいろいろな使用ができる場合には、その使用について規定しています。

しかし、図書室は、本を見たり読んだり、借りたりする施設ですので、そういう使用については、言及をしていませんという答弁でございました。

できる事業としては、書いていないということですが、できない事業というのは書き始めるときりがないと思います。

これはやってはいけないよという禁止事項というのは、うたう必要がないのかと思いましたが、この中で、その他必要な事業というのと、その他必要な事業をやってもいいよということだと思えます。

やってはいけない禁止事項というのは、入館制限というのものもあるかと思えますか、入館制限とその館の使用制限はいらなくなるかという点からお聞きいたしますという質疑があり、答弁といたしまして、第3条にあります、その他必要な事業は、設置者である町が行う事業を指しています。図書室では、町以外の方が事業を行うことは、基本的にはありませんという答弁でございました。

図書職員というのは、資格を持っている人がいるのが普通です。今もそうだと思いますが、室や館と言われても、きちっと資格を持った図書職員を配置するということによろしいですねという質疑に対しまして、図書館には図書司書という資格を持った専門の職員を配置してございます。これは本会議でも質問がありましたが、図書館法による図書館ですと、それが義務付けられているわけですが、今回は特にメリットがありませんので、図書館法にはよっていません。

しかし、適切な管理運営と、よりよいサービスを提供できるようにと、専門の知識、資

格を持った職員を現在も置いていますし、今後もそういう考え方でいますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、先ほど、図書室と図書館の名称のことについて、課長から答弁をいただきました。ある程度、理解できる部分もあります。さらに図書館条例を設置することによって、今、改装されたところへ新しく移転して、少しでも早く開放することも大事だと思います。多目的施設の老朽化もありますので、できるだけ早くするべきというように考えて、今回の条例に賛成の立場で討論させていただきますという賛成討論がございました。

以上で、討論を終了し、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第58号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

## **玉津充議長**

委員長、59です。議案第59号、58号と言われました。

## **入江康仁総務産業常任委員長**

すいません。改めて、この議案第59号に訂正いたします。

次に、議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書48ページ、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例制度が追加されたことについて、本議会の時も説明を受けましたが、具体的に説明してくださいという質疑に対して、答弁といたしまして、特定一般用医薬品とはスイッチO T C医薬品と呼ばれ、一般の薬局のドラッグストアなどで販売される一定の医薬品です。

現行の医療費控除においても、市販の治療薬を病院での治療費とあわせて控除の対象と

できますが、平成28年度の税制改正によりスイッチO T C医薬品を購入した合計金額が1万2,000円を超える場合に、控除の特例として認められることになりました。

なお、現行の医療費控除との併用は認められず、どちらか有利な控除を選択していただくことになりすという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、納税者が選択するということですが、一番問題なのは、今まで医師の診断により薬を処方されていた人が、一般の薬局などで購入しても控除が受けられると、薬を飲みすぎて、健康被害が出る懸念がありますという質疑に対しまして、この控除の適用を受けるためには、申告の際に、医師等の診断を受けた日などを記載しなければならないこととなっていますが、この控除が平成30年の確定申告からの適用となるため、まだ具体的な内容は税務署から示されていませんという答弁でございました。

また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成30年度から平成34年度までとの記載がありますが、この特例は時限立法ですかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、平成30年度から平成34年度まで5年間の時限立法になりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに議会事務局所管分について、質疑に入りました。

内容説明といたしまして、担当のページ数の説明を受けました。

質疑といたしまして、質疑なし、答弁なしですね。

以上のとおり、議会事務局所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分について、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

内容説明としては、所管部分のページ数の説明でございました。

質疑に入り、質疑なし。

以上のとおり、総務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分についてであります。

追加説明も、先ほど申しましたように、所管部分のページ数と、説明でございました。

質疑に入りまして、16ページのふるさと寄附金推進事業委託料1,500万円の積算根拠と、寄附金の現在の状況はどうなっていますかという質疑がありまして、答弁といたしまして、

事業委託料1,500万円ですが、観光協会への委託料となっています。内訳といたしましては、1,350万円が返礼品、150万円が観光協会の取扱手数料となっています。

積算につきましては、10月末までの実績を基に、今後の見込みをたてまして、計上させていただきます。

寄附の状況ですが、11月末現在の実績は、寄附件数2,041件、寄附金額は4,909万7,965円です。この内、返礼品対象の寄附が、2,038件、4,708万7,965円ですという答弁でございました。

また、質疑に入り、1,350万円の返礼品代については、寄附金額により返礼品の金額が変動すると思います。10月末までの実績見込みにより、算出したとお聞きしましたが、各コース別の件数及び寄附金額の見込みをお答えくださいという質疑でございます。

答弁といたしまして、ふるさと寄附金については、歳入で3,000万円の増額を計上させていただきます。返礼品については、寄附額の45%でありますので、3,000万円かける45%で、1,350万円を計上させていただきました。

観光協会の取扱手数料は、1件あたり500円です。1万円の寄附金申込みで算出し、3,000件かける500円で、150万円を計上させていただきましたという答弁でございました。

また質疑といたしまして、1,350万円の算出根拠として、1万円の寄附申込みのみを見込んで、積算したと理解すればよろしいのですかという質疑に対して、積算根拠といたしましては、平均1万円の寄附申込で積算していますが、2万円以上の寄附申込であっても、寄附額の45%の返礼率は変わりませんので、対応はできると考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、ふるさと寄附金推進事業を推進するため、地域おこし協力隊が、12月から着任されていますが、協力隊の活用方法と、11月末現在、高額寄附者の申込み状況について、お答えくださいという質疑に対しまして、地域おこし協力隊ですが、地域外の方ですので、我々とは違った意見や、これまでの経験を生かしていただき、ふるさと納税の質の向上を図っていただくことを考えています。

特に、情報関係に精通していますので、SNSなどを活用した情報発信、新たな商品の開発等の取り組みを行っていただきたいと考えています。高額商品の申込み状況についてですが、100万円コースが1件、80万円コースが1件、50万円コースが3件、30万円コースが10件の申し込みをいただきましたという答弁でございます。

高額の申込み状況は、昨年との比較はどうなっているのですか。協力隊は、今後も財政

課に所属し、活動することとなるのですかという質疑に対しまして、協力隊については、平成29年3月までは財政課で活動していただきたいと考えています。4月以降は、状況を見極めながら、現在の活動を継続する、あるいは観光協会で活動していただくほうが良いかを判断したいと考えています。

高額申し込みについては、昨年、3万円コースまでしかありませんでした。今年の6月から高額コースを設定いたしましたので、昨年との比較は難しいのですが、5万円以上の申し込みも200件以上ありますという答弁でございました。

次に、昨年度、返礼品としては、渡利牡蠣が多かったと思いますが、今年は、牡蠣の成育状況があまり良くないとお聞きしますが、寄附者への対応はどのようにしていますかという質疑に対しまして、渡利牡蠣については、昨年、非常に人気で、昨年度実績といたしましては、約1,600件の申し込みをいただきました。今年については、状況が厳しいということで、現在は、渡利牡蠣の申し込みは受け付けていませんという答弁でありました。

以上のとおり、財政課所管分については、質疑を終了いたしました。

次に、企画課所管分に入ります。内容説明を受けまして、質疑なしでございました。

以上のとおり、企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑なし、以上のとおり質疑を終了いたしました。

次に、農林水産課所管分について、質疑に入りました。

質疑といたしまして、歳出の27ページの林業振興費の事業補助金225万円についてですが、本会議での説明は、木造住宅建築促進事業の制度拡充という財政課長の説明をいただきました。この制度拡充の拡充部分の内容についての答弁を求めます。

もう1点、今までの実績と制度拡充した上での方向性についての答弁を求めますという質疑がございまして、答弁に入り、2目の林業振興費225万円の増でございます。これは木造住宅建築促進事業でございます。この事業は、かねてから町内で地域産材の構造材を使用した木造住宅等について、主に構造材に対して、1立米あたり2万円の単価で50万円を上限に補助しています。

平成27年度までの制度は、町内で建築された住宅等の構造材に対しての制度のみでございまして、その後、業界団体である森林組合、また木材協同組合等協議している中で、今後、町外への地域産材の販売を主力にしたいという要望があり、地域産材を使用して町外、特に県外や都市部において、地域産材の利用を促進するため、町内の製材所、工務店等によって建てられた住宅に対して、1立米あたり1万8,000円、また町内の製材所、町外の工

務店等によって建築された住宅に対しては、1立米あたり1万6,000円の補助を行い、地域産材の利用を促進していく事業です。

これはあくまでも建築主への補助事業ではありますが、町内の製材所、工務店の町外への販売拡大等に主力をおいた事業として、我々も捉えています。この実績につきましては、平成28年度からの新規事業で、現在のところ4棟の見込みがございます。他に1棟の補助申請の予測分とあわせまして、今回の補助では5棟分ということで、225万円の補正予算をお願いしているものでございますという答弁でございました。

また質疑といたしまして、聞き間違いかもしれませんが、地域産材を利用しての町内の工務店か大工さんが施工した場合、1立米で1万8,000円の補助、町外の工務店が地域産材を使用した場合は1万6,000円の補助とお聞きしましたが、今までの制度の意義から考えると、町内の材木業者や建築業者を通じた場合の補助制度と理解していたのですが、今回の新規事業は地域産材を使用して、町外の工務店が施工した場合、1万6,000円を補助するとお聞きしたと思います。

これに対してはどういう事業主旨で、町外の工務店も含められたのかと、今回は4棟の見込みということ5棟分の予算計上ですが、4棟の見込みの中で、町内の工務店と、町外工務店の請負内訳を請負の答弁を求めますという質疑に対しまして、先ほどご説明させていただいた内容は、使用材は地域産材であること。その出荷元が町内の製材所であること。それを使用して町外の工務店等が町外で建築される場合、それに対して1立米あたり1万8,000円の補助を行っています。

また、地域産材を使用し、町内の製材所から出荷された木材を使用して、町外の工務店等が建築された部分についても、それを同額補助とするかという議論・検討も行き、1立米あたり1万6,000円という補助水準を決定いたしました。

それと現在、その4棟のうちで1棟が町外の工務店で、残り3棟につきましては、町内の工務店で予定されていますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、補助金額は施工が町内業者の場合、1立米1万8,000円と、町外は1立米1万6,000円となっています。これには工賃は入らず、その材木の使用量1立米に対しての補助ということで理解したら良いのですか。この点だけ答弁を求めますという質疑に対しまして、ご質問のとおりでございまして、補足説明を申し上げますと、これは地域の製材所、工務店等が町外での販路拡大の営業ツールとして活用していただけたらという主旨で、この事業を創設しました。

具体的には、地域産材を使って家を建築した場合、構造材に対して、1立米あたりいくらかの補助が出ますので、例えば、床材に地域産材を利用し、フロアを仕上げた場合、この補助金を活用しても使えますといった、営業用ツールとして、町外への販売拡大につなげていただくとともに、この事業を創設しましたという答弁でございました。

失礼しました。

次に、昨年度は1立米あたり2万円ということでしたが、実績がわかりましたらお願いしますという質疑に入り、町外建築への補助については、この平成28年度が初年度でございます。平成27年度以前は、町内での建築ということで、1立米あたり2万円の補助を出させていただいています。平成27年度では町内で4棟について補助させていただいていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、先ほどと一緒の木造住宅建築促進事業についてでございますが、平成27年度からの予算に、今回の補正予算は新たな補助内容拡充するものですが、既存内容は町内在住者が町内に家を建築する場合に、地域産材を使用して、町内業者が家を建設する場合に補助を出す補助内容でしたが、これは町内に住んでもらうための補助内容を含んだものでしたですね、新事業では、地域産材を使用して、町外の業者が施工する場合の補助内容となっておりますが、この補助内容は家を建築する人のためなのか。工務店の人が営業しやすくするためなのか。林業振興費という予算主旨から考えると、町内の工務店、山林所有者、木を育てている人が豊かになり、地域産材を使用した家が、町内で増加していただくための予算だと思いますが、地域産材を使った家を建築する施主さんのためではなく、業者側に使用してもらうための補助事業なのかを確認しますという質疑に対しまして、木造住宅建築促進事業を創設した趣旨というのは、地域産材を利用して建てられた町民の方に対して補助をする。それによって、地域産材を使った木造住宅を奨励する趣旨で創設されたものであります。

加えて、平成28年度から町外の地域産材を利用した住宅への補助は、同様に地域産材を使用した住宅の奨励という趣旨もございます。補助金を使って、構造材だけではなく、内装材に対しても地域産材を使ってもらえるような広がりを目指しています。

例えば、構造材だけではなく、床材、壁材、そういったものに対しても営業展開がやりやすくなるような制度として、我々は考えています。地域産材の販路拡大を町内だけではなく、町外への販路拡大につなげていくための一つのツールとして活用していただきたいと、製材業者等に申し上げているところでございますという答弁でございました。

次に、補助内容は理解しました。当初予算林業振興費1,940万円と、今回の拡充分225万円ですが、新しい補助内容の件数が増加した場合も、既存予算と一緒に使っていく考え方でよろしいのですかという質疑で、おっしゃるとおりでございます。当初予算では、直接的に町外分という色分けはしていませんでした。今回の制度拡充分が初年度というのもございまして、どのぐらいの需要があるかみたくうえで、予算計上を考えていましたので、今回、補正対応をお願いするところでございますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、27ページ。分収造林の事業が毎年減額されているように思うのですが、その理由と、41ページですね、施設災害復旧の台風16号による三戸西谷線の位置説明をお願いしますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、分収造林事業でございますが、毎年減額補正をお願いしています。分収造林事業につきましては、分収契約の相手方が森林総合研究所でございまして、毎年当初予算編成前に予算要望を行っていません。

町といたしましては、予算要望額を当初予算で予算計上させていただいております。その後、国の予算付けが決定し、事業費が確定されますので、今回は907万1,000円の減額補正をさせていただき、事業費の確定を行うものでございます。

続きまして、災害復旧事業の林道三戸西谷線につきましては、本年9月の台風16号により、林道の法面が崩落いたしましたので、それを復旧しようとするものでございます。林道三戸西谷線は、紀伊長島地区の若者センターから県道三戸紀伊長島停車場線を、西に約4.5kmを進んだ箇所を起点にした林道です。県道を進み右折して山中へ入っていく林道でございます。復旧延長は約31mで、復旧工法は崩落土を除去したうえで法面の保護を行う予定ですという答弁でございました。

以上のとおり農林水産課所管分について、質疑を終了いたしました。

次に、商工観光課所管分については、質疑なしでありました。以上で、商工観光課所管分について、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分についても、質疑はありませんでした。以上で、建設課所管分についての質疑を終了いたしました。

次に、危機管理課所管分に入り、質疑がなしでございました。以上のとおり、危機管理課所管分について、質疑を終了いたしました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定

いたしました。

以上で、本委員会に付託されました5案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

---

### **玉津充議長**

ここで、暫時休憩をします。10時35分までとします。

(午前 10時 20分)

---

### **玉津充議長**

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

(午前 10時 35分)

---

### **玉津充議長**

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

太田哲生君。

### **太田哲生教育民生常任委員長**

平成28年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月8日、水曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7人出席のもとで開催いたしました。

説明のために出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の課長及び職員であります。

また、今期定例会に付託された案件は、

議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例

議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

の議案7件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

条例の施行の日について、質疑がありました。答弁としましては、条例施行の日につきましては、地域振興会館のオープンの日が決定していませんので、教育委員会規則で定めるといたしました。移転につきましては、3月を予定しておりますとのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、本常任委員会所管分の審査を行いました。

はじめに住民課所管分につきましては、戸籍住民基本台帳費の職員人件費と嘱託職員の賃金について、質疑がありました。答弁としましては、この補正につきましては、人事異動によるものでありまして、全体の職員数は減っていませんとのことでした。

以上で、住民課所管分の質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分につきましては、未熟児養育医療給付負担金と未熟児の件について質疑がありました。答弁としましては、この事業は母子保健法に基づくものであります。未熟児で出産され入院した場合の入院費が、8割が保険、2割が国・県・市町で支払うこととなっております。その中でも個人の所得に応じた負担がありまして、37万円増額補正いたしました。ただし個人の負担につきましては、母子医療で補てんされます。今回の国・県の負担につきましては、平成27年度の精算分であります。

また、平成27年度の未熟児の人数につきましては、7人でございました。未熟児の定義につきましては、体重が2,000グラムより少なく生まれたお子さん、呼吸や身体のいろいろな面で未熟な状態で生まれたお子さんと言われていますが、病院のほうで判断されるものだと思っています。

母子の健康指導につきましては、母子ともに健康に分娩出産されますよう、いろいろな教室や指導などの機会もありますので、このようなところで伝えていきたいと考えておりますとのことでした。

次に、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）について、質疑がありました。答弁としましては、今回の臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）は、平成29年4月から平成31年9月までの消費税上昇時の影響緩和とともに、消費の底上げという意味の経済対策と位置づけるものでありまして、対象者には1万5,000円支給するものであります。当町では対象者5,100人、給付予算は7,650万円を見込んでおります。対象者は、平成28年1月1日現在で、住民登録している方でありまして、所得制限がありまして、町民税の非課税世帯であります。

ただし課税者の扶養親族や生活保護制度の被保護者は除かれます。町民税の非課税世帯では、家族全員が対象となりますとのことでした。

次に、放課後児童クラブ対策事業についての質疑がありました。答弁としましては、相賀小学校体育館2階に設置しようとするものであります。決定にあたりましては、利用者の利便、安全・安心、グラウンドの使用等について、検討いたしました。予算を認めていただきましたら、3月までに改修を行いまして、来年4月から開始したいと考えております。

避難場所に指定されておりますが、基本的に今ある設備を変えてしまうのではなく、教育スペースの間仕切りと空調設備を設置しようとするものであります。また、防災倉庫への出入りについても、支障のないようにしたいと考えておりますとのことでした。

以上で、福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分につきましては、職員人件費について質疑がありました。答弁としましては、保健衛生総務費におきましては、主に人事異動によるものであります。清掃総務費につきましては、1人の増員と人事院勧告によるものでありますとのことでした。

以上で、環境管理課所管分について質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分につきましては、学校管理費の需用費の光熱水費と修繕料について、質疑がありました。答弁としましては、原因につきましては、三浦小学校のプールの漏水でありまして、約60万円を見込んでおります。残りはほかの小学校の水道料金でございます。今年度はプールの実施日が多かったことによる影響があったように考えられます。この不足分40万円でございます。合計いたしますと、100万円でございます。

修繕料351万6,000円につきましては、三浦小学校プール修繕、赤羽小学校浄化槽漏水修繕など、そのほか19件ほどの小修繕を見込んでおります。

このほかにも、職員人件費、嘱託職員賃金などにも質疑がありました。答弁としましては、職員人件費、嘱託職員の賃金の補正予算は、人事異動、人事院勧告などによる精算でありますとのことでした。

以上で、学校教育課所管分について質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分につきましては、嘱託職員通勤手当について、質疑がありました。答弁としましては、生涯学習課で計上している賃金は、全員で17人でございます。この内、期限満了などで切り換えになる職員や、新たに募集する職員が11人いました。予算の精算でありますとの答弁でした。

以上のとおり、生涯学習課所管分について質疑を終了しました。

以上で、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

職員人件費、嘱託職員賃金について、質疑がありました。答弁としましては、職員人件費の減額は、共済組合の負担率の減額と人事異動によるものであります。嘱託職員賃金につきましては、公募等での応募がなかったこと等に伴うものでありますとのことでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）について審査を

行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上、本委員会に付託された7案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上でございます。

### **玉津充議長**

これで各常任委員長からの報告を終わります。

続きまして、先の9月定例会において、継続審査となっていました、平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか4件について、決算特別委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 樋口泰生君。

樋口泰生君。

### **樋口泰生決算特別委員長**

それでは、決算特別委員会へ付託された案件について、審査経過並びに結果について、報告いたします。

先の9月定例会初日において、決算特別委員会に付託されました、平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計の決算認定案件について、去る10月11日及び13日の2日間で審査を行いました。

また、それぞれの各担当課長及び職員の出席がありました。

それでは、審査の結果と経過について報告いたします。

まず、認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

まず、議会事務局所管分について、局長から説明を受けて、質疑に入りました。

委員から、紀北町では年間12万円の政務活動費が出ていますが、執行率と情報公開の状況について質疑があり、局長から交付決定額168万円に対しまして、精算額が134万1,175円で、執行率は79.83%です。満額利用されている方は8人、情報公開に対しましては、請求はありませんでしたという答弁でした。

以上で質疑を終了し、次に総務課所管分について、課長から説明がありました。

次に入り、委員から、選挙管理委員会委員4回の報酬、職員1名の日常的な活動について質疑があり、課長から選挙管理委員会の報酬は、選挙人名簿の登録作業で、6、9、12、

3月の定時登録というのがあります。これまでですと、18歳になった方々を新たに登録する、亡くなられた方を抹消する。転出された方等の扱いであるとかを審議していただいております。

職員につきましては、選挙管理委員会担当職員1名を配置していますので、人件費ということになりますという答弁がありました。

次に、知事選とか、県議会選挙のポスター掲示板の数量、賃借料、委託の基準について質疑があり、ポスター掲示板の数は、人がたくさん集まる場所については、以前と同様で設置させていただいており、掲示板の設置、撤去につきましては、町内業者の方々の入札結果で業者を決定し、選挙用の看板につきましては、看板を専門につくっている業者に委託をして作成いただいていますという答弁でした。

また、読取機購入について質疑があり、読取機の購入台数につきましては、1台で開票作業の時間が早く読み取れるようになり、かなり効果が出ていますという答弁でした。

続いて職員1名は、日常的にはどのような業務を、選挙関係でされていますかという質疑に対し、日常の業務は選挙関係では、定時登録時に、選挙人名簿を調整する際に、住民基本台帳の調査を主にやっており、専属ということではなく、監査委員の業務、総務の一般的な業務を含めて兼務をしていますという答弁でした。

また掲示板の実数はどうなのか。掲示板の取り外しは、入札をしているということですが、どのような業者及び業者数なのかについて質疑があり、掲示板は紀伊長島地区、海山地区、それぞれ50箇所ずつです。そして、入札につきましては、町内の土木業者で登録されている7業者ですという答弁でした。

また、委員から選挙権18歳からということで、選挙管理委員会として、啓発活動をどのようにされていたのか。投票率を高くする1つの手段として、掲示板を増やすことを検討すべきではないかという質疑に対して、課長から18歳への啓発、特に高校生等が対象となってくることもあり、駅で通学時間帯にティッシュであるとか、付箋などを配付させていただいて、選挙年齢が下がったことを、PRさせていただく活動を行っています。また、ポスター掲示場の増減は、今後、検討させていただきたいという答弁でした。

委員から、新町10周年記念事業の予算執行について質疑があり、課長から予算額465万円、決算額456万4,232円でした。その内訳は、報償費で式典の被表彰者への記念品の購入費用で、31万5,187円、記念額などで約7万8,000円、太鼓の出演料で3万円、その他消耗品、大きなものは記念式典の革のペンケースの購入費用で35万円、記章や記念品のシャープペ

ンシル、ボールペンなどの費用で8万2,000円、合計で87万6,000円ほど、記念式典の案内の印刷代など20万3,000円程度、式典の司会、DVDの作成費用で18万7,000円、運動会のシャトルバス運行費用で13万2,000円、あと補助金ですが、燈籠祭の10周年記念協賛事業として50万円、大運動会実行委員会への補助金といたしまして200万円で、10周年記念協賛事業として、三浦樗良祭実行委員会への15万円、トータルとして456万4,232円ということになっていますという答弁がありました。

以上で、質疑を終了しました。

次に、財政課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入り、委員から財産売払収入の売払いを行った土地の場所と面積について質疑があり、財産売払収入は3カ所、河内字広田452.35㎡、島原字コウゾ853.85㎡、三浦字古戸31.09㎡、合計で1,337.29㎡となりますという答弁でした。

また、基金運用方法について、質疑がありました。課長から基本的には、定期預金ですが、現在、地域振興基金については、債権運用を行っています。購入していますのは、共同発行債という地方債と、三重県民債を10億9,000万円購入しています。10年間の運用で、利息として、9,617万3,128円を予定しています。

平成27年度決算におきましては、705万5,400円が運用利息として収入していますという答弁がありました。

また、委員から基金運用に関して、もう少し詳細な説明をお願いしますという質疑に対して、基金の造成については、平成27年度の借入で積立は完了しています。地域振興基金については、現在これまでの運用を含めまして、平成27年度決算で12億3,875万8,975円が残高となります。

預金については、銀行が破綻した場合は、1,000万円を超える分については、返ってこないことが考えられます。町の考え方といたしまして、市中銀行で借入れを実施する分については、町が起債として借入れしている額を上限として、定期預金を行っています。

銀行が破綻した場合は、借入分と預金とを相殺する形をとっています。現在、基金の残高が60億円を超えているので、町の資金運用の考え方からしますと、経営的に危険なところには預入はしないということになりますので、元本が保証されないところには預入は行っておりません。

その関係で、約20億円程度しか運用に回すことができません。残りの分について、どうするかといいますと、地域振興基金については、合併特例債によって借入れを行い、資

金を確保したうえで基金を造成しましたので、明確な使途が決定するまでは使用いたしません。

使途が決定しても、資金についてはなるべく元本は使用せず、利息の運用で事業を実施するべきではないかという財政課の考えを持っていますという答弁でした。

次に、委員から歳入の自動車取得税交付金が前年度と比較して、633万1,000円の増額、地方交付税が前年度と比較し3.25%増額と説明がありましたが、それぞれ増額の要因はなんですかという質疑があり、課長から自動車取得税交付金については、消費税増税の影響を受け、平成26年度の自動車取得が減少したと考えられ、交付金も減少いたしました。平成27年度には、平成26年度以前並みに自動車取得の需要が回復し、平成26年度と比べ交付金が増額したと考えられます。

普通交付税については、人口減少等特別対策事業という項目が追加され、主にこの部分で増額となっていますという答弁がありました。

また、普通交付税については、人口減少等特別対策事業の追加により、増額と説明がありましたが、これは平成27年度のみとなるのでしょうかという質疑があり、普通交付税の人口減少と特別対策事業については、制度化がされています。基準財政需要の中にいくつかの項目がありまして、国が重点を置くところには費用を追加いたします。現時点では、平成27年度に追加され、平成28年度も額は違いますが、基準財政需要額の中に算入されていますという答弁がありました。

また、別の委員から庁舎管理費、海山総合支所管理費について、経費削減で減額となった、具体的にはどのようなことか。また、公用車管理事業の軽自動車3台の入札について質疑があり、それに対して課長から、庁舎及び海山総合支所の経費削減については、電気代等の変動がありますので、地球温暖化CO<sub>2</sub>削減目標に則って行動し、経費削減により減額となりました。

公用車の購入については、町内事業者による一般競争入札を行い購入し、予算に対して65万8,000円ほどの不用額が生じていますという答弁でした。

次に、職員の高速度道路使用料について、現在の状況。また、修繕料については、43台分で325万7,000円とありますが、主な修繕内容はという質疑があり、課長から職員のETCの使用料については、時間的余裕がある場合には、片道は下道を利用するように要請しています。

平成27年度の状況については、高速道路を利用する可能性のある出張は、880回、そのう

ち片道422回、まったく利用していない方は33回、往復使用が425回となっています。

修繕料については、車検等の修繕も含まれていて、126万2,715円の決算額に対し、車検に伴う修繕料が63万3,548円、車の修理のみを行った額が62万9,167円です。平成27年度の車検台数は16台ですという答弁がありました。

また公用車の入札参加事業者数の質疑があり、町内事業者2社による一般競争入札ですという答弁がありました。

地方交付税交付金について質疑があり、消費税は平成26年4月から増税がなされましたが、平成26年中に引上げ前と引上げ後の混在して申告されていて、平成27年度になり増税された部分がほぼ1年分納められたことから、前年度と比較して約1億2,000万円の増額となりましたとの答弁でした。

また、企画費のうち、ふるさと寄附金推進事業について、PR事業費の中の町職員が行った部分の内訳と、観光協会の行った業務の評価はいかがですかという質疑に対して、ふるさと寄附金推進事業については、東京に3回、名古屋に1回、職員がPR活動を行っています。そして、観光協会に委託しているPR事業費は252万4,576円で、パンフレット作成を含めたPR活動です。

評価といたしましては、妥当であると考えていますが、観光協会への委託は、昨年10月から事業を開始いたしまして、まだ1年を経過していません。平成28年度に1年間の状況を見て考える必要があると考えていますという答弁でした。

次に、ふるさと寄附金推進事業について、観光協会へ委託している事業の内訳の質疑があり、観光協会への委託事業について、財政課所管分の委託料の決算額といたしましては、3,764万7,419円となっています。このうち観光協会への委託料は3,692万8,336円、特産品取扱事業者へ支払う費用が3,162万6,000円、観光協会への事務手数料が258万6,000円、それ以外に返礼品先行業務委託として19万1,760円、PR事業としてパンフレット作成も含まれますが、252万4,576円となっていますという答弁がありました。

また、委員からドライブレコーダー、公用車の入札に関して、それぞれ落札率が低いと思われるのですが、町内事業者が努力していただいているのか、無理をさせているのか明確にお答えくださいという質疑に対して、課長から一般競争入札で、予定価格を公表し実施していますので、町の予算等の関係はなく、入札の結果であると考えていますという答弁でした。

次に、見積りについて、複数の事業者から徴収していますか。また軽自動車の入札落札

率はどの程度ですかという質疑に対して、見積りについては複数の事業者から見積りを徴収いたしています。そして、軽自動車の入札の落札率は78.03%ですという答弁でした。

以上で所管分を終わり、次に出納室所管分について、出納室長の説明を受けて質疑に入り、質疑はありませんでした。

その後、企画課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から、広報を8,300部、12回配布していますが、手数料に変化はありませんか。また、配布委託先は高齢化等の関係で変化はあるのですかという質疑に対して、課長から広報配布手数料については、単価についてはこれまでと同じ1部24円をお願いしています。以前と異なるところは、県政だよりみえと、みえ県議会だよりの配布がなくなったことで、手数料減となっています。配布する方々については、婦人会や自治会で行っていただいています。高齢化が進んでいます。広報紙は地区の方に配布していただくことといたしていますが、去年は特に配布できなかったという連絡はありませんという答弁でした。

また、配布委託先の変更はなかったとのことですが、私の家の近くでは自治会をお願いしているところなどいろいろありますが、アパート暮らしの方には配布されていないところもあると聞いています。自治会で配布しているので、自治会の会費を納めているところにしか配布できないと理解している地区の役員の方もいます。行政からも全ての町民に行き渡るように努力されていますかという質疑に対して、配布委託先については、変更をしていないわけではなく、自治会や婦人会の役員の方が変わると、それに合わせての変更はしています。

また、アパート暮らしの方など、自治会に加入していない方については、以前から議論の対象となっており、企画課としては全ての世帯に配布していただきたいということを申し上げています。ただ、自治会には自治会の考えもあり、以前から懸案事項です。できるだけ早く解決したいとの思いから、住民課を通じて自治会連合会に、この件でお話したいということをお願いしていますという答弁でした。

次に、いこかバスについて、車両が新しくなったことで、乗客に変化はありましたか。1行程の平均乗客数を教えてくださいという質疑に対して、1便当たりの乗客数は、平成25年度は2.5人でしたが、平成26年度、平成27年度は3.1から3.2人となっていますという答弁でした。

住民の皆さんの思いと乗車率には差があると思いますが、たくさんの方に利用していただくために取り組んでいることがあれば説明をとという質疑に対して、以前から、実施して

いることでは、回数券の発行、一番喜んでいただいたのは、ノンステップバスに変えたことで、シルバーカーが乗せやすくなったなどの声をいただいております。

意見については、バスの運転手による聞き取りや、職員の乗降調査時にお話を聞かせていただいています。また、平成27年5月に策定した、地域公共交通網形成計画の策定にあたって、各地区を回って200人以上の高齢者の方に、直接お話を聞かせていただきましたという答弁でした。

次に、高齢者の方、200人余りと直接お話しをされたということですが、乗車率を上げるには、ダイヤや便数などの改善について検討されていますかという質疑に対して、聞き取りで多かった要望は、午後便の増発であり、調査検討を進めていますが、主に目的地での滞在時間の増加を目的としているため、乗車率の増加にはつながらないと考えます。現在、乗車していない方を呼び込む努力をしないといけないと考えていますという答弁でした。

次に、紀北町では世帯数と自治会加入率は、広報配布数の状況はどうなっていますかという質疑に対して、配布世帯数は半年で4万3,343世帯です。1カ月当たり約7,300世帯となります。世帯数は夏時点で約8,100世帯ですという答弁でした。

それに対して、委員から、約800世帯が折り込みチラシも含めて届いていないということになるのですねという質疑に対して、そのとおりですという答弁でした。

次に、町ホームページの管理について、2年ほど前に業者による更新を行い、その後の管理については、職員が行っているとのことでしたが、担当を決めて細かく行っていますかという質疑に対して、広報係が管理を行っていますが、ホームページには各課からの依頼による掲載等を行っている箇所が多数あります。緊急時以外は、担当課から文書による依頼に則って更新を行っていますとの答弁でした。

他の市町のホームページと比較検討について質疑があり、更新から年数が経過していることから、強調したい項目を目立たせる等の検討は随時行っていますという答弁でした。

次に、合併10周年記念誌について、購入者数と余りの数を教えてくださいという質疑に対して、1万部印刷し、全戸配布分が約8,000部、残りは図書館や県など、関係機関に配布しています。1冊目は各家庭に無料配布し、2冊目が必要な場合は1冊500円で提供しており、平成27年度では17冊購入いただいておりますという答弁でした。

また、企画課の田舎暮らし体験、チャレンジプロジェクトについて、どのくらいの効果がありましたかという質疑があり、田舎暮らし体験の効果については、参加者も少なく非常に難しいのですが、チャレンジプロジェクトにつきましては、平成22年度から勉強会を

始め、その後10万円程度の補助金事業を実施しています。

成果については、地元業者同士の連携で、開発した製品などがありますが、採算ベースでは厳しいと聞いておりますという答弁でした。

また、田舎暮らし体験の参加者数はどれくらいかという質疑に対し、田舎暮らし体験の参加者数は8組16名ですという答弁でした。

次に、移住を念頭において実施されている事業ということですが、参加者から移住に関する意見等がありましたかという質疑に対して、条件については特に聞いていませんが、自然等について滅多に体験できないというような意見は聞いていますという答弁でした。

また、銚子川魅力アップ推進事業、内山りゅう氏を講師に、事業が実施された内容についての質疑に対し、銚子川魅力アップ推進事業では、昨年度、今年度とも3回ずつ環境学習講座を開催いたしました。地元からの意識高揚を目的に、今年度は3回のうち2回、相賀小学校5年生児童を対象に実施しました。

体験後のアンケートは、ほとんどの児童が、この川を守っていかなければならないと回答しており、嬉しく思いますという答弁でした。

次に、いこかバスの運賃収入はどうなっていますかという質疑に対して、いこかバスの運賃収入は三重交通への委託料から減額されますという答弁でした。

また、いこかバスの運賃について高いという意見があり、利用者数を考えると安くすることも可能であると思います。また、現状の運賃で別ルートを走らせることなどの計画はありませんかという質疑に対して、いこかバスは現在、三重交通の路線バスの空白地域において運行しています。運賃についても、三重交通の運賃と同等の計算をしており、町民の利用において不公平にならないようにしていますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に税務課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員からほとんどの税目で、徴収率が昨年度を上回っていますが、今年、特に力を入れたことはありませんかという質疑に対して、課長から市町村は、地域住民との距離が非常に近く、滞納整理をやりづらいという実態、実情があることは否定できません。ただそういうことを続けていますと、徴収の確保も、公平性の確保もおぼつかなくなります。

町税全般に言えることですが、従来から納税する資力があるのに納めない方には、迅速に催告を行い、それでも納めない方については、差押えなどの滞納処分を徹底して行う、このような方針を立てておりますという答弁でした。

差押え件数はどれぐらいですかという質疑に対して、三重県地方税管理回収機構移管分でいいますと、昨年度の移管件数は、高額が14件、少額が202件の合計216件で、移管額が4,456万7,708円を移管し、それに対して徴収実績が159件、3,765万2,396円となっていますとの答弁でした。

また、平成27年度の徴収率は、84.84%となっており、過去4年間を平均すると、例年の徴収率は39%程度となっておりですという答弁でした。

徴収率は上がってきていますが、税額は減少傾向にあると思います。どのように分析されていますかという質疑に対して、それぞれ税目ごとにさまざまな要因があると思います。まず町民税については、納税義務者数の減少により、昨年より1,900万円ほど減額となっています。法人町民税は、鉄道業、銀行業、第一産業での実績不調等に伴い936万円ほど減収となっています。

固定資産税については、地価下落及び負担調整及び補正率の影響等により658万円ほどの減収となっています。償却資産については、90万円ほど増収になります。軽自動車税については、四輪乗用車の登録台数の増加により、70万円程度の増収、町たばこ税については、売上本数の減少により、626万円ほど減収となっていますという答弁でした。

また、固定資産税より町民税のほうが多くイメージがありましたが、いつ頃からこのような傾向になりましたかという質疑に対して、町民税は前年の所得に対して課税される所得課税であり、一方、固定資産税は資産の所有に基づき課税される資産税であります。固定資産税の場合、納税者の資力、所得を加味するものではなく、課税された時点で支払う能力がないという場合もあります。

このようなことから、固定資産税は徴収率が低い傾向にありますという答弁でした。

また、委員から徴収率は固定資産税のほうが低い傾向ということは理解できますが、年間のトータル税額は、固定資産税より町民税のほうが多かったイメージがあります。いつ頃から固定資産税のほうが多くなってきましたかという質疑に対して、町民税については、バブル期以降、所得や納税義務者の減少により、町民税が下がってきています。一方、固定資産税については、資産というものはなくなるものではないので、なだらかな減少傾向にありますという答弁でした。

委員から、今後もこのような傾向が続くと予想され、所得が年金収入のみの方にとっては、固定資産税の負担が大きいと思うのですが、なにか対策等検討されていますかという質疑に対して、町民税は減少傾向であります、平成21年度税源移譲により、平成17年度

と比較すると増額しています。低所得者等固定資産税の負担が大きい方への効果的な対応は行っていませんが、負担を軽減するための任意競売等も行っていきますという答弁でした。

任意競売とはどのようなことですかという質疑に対して、所有している固定資産の売却の提案を行うものですという答弁。また、不納欠損について、どのような基準で行っていますかという質疑に対して、地方税法第15条の7に基づき、3通りの方法を行っています。同条第1項の滞納処分をする財産がない場合、第2項の滞納処分することによって、その生活を著しく困窮させる恐れがある場合、第3項のその所在及び滞納処分することができる財産がともに不明の場合といった基準で行っていますという答弁でした。

また、欠損額900万円ほど、一時期より減ったと思いますが、金額についても説明願いますという質疑に対して、欠損額については、平成17年度の合併当方で、約1,550万円。ピーク時の平成20年度で9,500万円、その後、平成21年度から平成27年度は700万円から1,100万円あたりで推移しています。平成26年度が約800万円、平成27年度は980万円となっていますという答弁でした。

不納欠損に至るまで、どの程度の経過年数をみていますかという質疑に対して、ケースごとに検討しています。預金、保険、給与等の財産調査を行い、差し押さえるものは押さえる。資力がなく滞納処分しようがない場合は、執行停止としています。執行停止から資力の回復が見込めず、3年経過した時点で、不納欠損を行っていますという答弁でした。

財産調査について、預金や保険を調査するということですが、年金の支払い日に差し押さえることがあると聞きましたが、紀北町では行っていますかという質疑に対して、年金の差押えも行っています。また、分割納付してもらっているケースがありますという答弁でした。

委員から納税は国民の義務であり、税額も正当に課税されているものであるので、適正に納めていただくよう努力してくださいという質疑に対して、そのとおりだと思いますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に住民課所管分について、課長から説明を受け質疑に入りました。

委員から、戸籍住民基本台帳費ということで、平成27年度から7,134万3,696円、平成26年度が6,202万6,539円で、931万7,157円増となっております。地域自治区の解消に伴って、費用864万円はいかがかということについて質疑があり、平成27年度が26年度と比較して、事業費が増えているということをご指摘されていると思いますが、地域自治区解消に伴

って、戸籍のシステムを改修した関係から、その委託料が増え、事業費も増えていきますという答弁でした。

また、委員から一人親家庭等の医療費助成事業の中で、ここ数年の推移の説明をという質疑に対し、課長から対象者は、平成24年537人、平成25年529人、平成26年509人、平成27年度末で471人ということで、少しずつ減少している状況ですという答弁でした。

また、子どもの医療費助成の対象者は減っていると思いますが、平成24年度からの推移の説明をという質疑に対して、平成24年1,276人、平成25年1,200人、平成26年度からは町単分が出てきましたので、年度末で1,479人、平成27年度末で1,409人となっていますという答弁でした。

町単分で制度が変わって、中学校卒業から18歳年度末の児童は、入院のみ対象となっていますが、その件数と金額はどれくらいかという質疑に対して、3件で、11万7,920円ですという答弁でした。

子どもの医療費の無料化は、皆さんが望んでいることです。入院だけですと、3件で11万7,920円ということですが、もしも通院を入れた場合は、より評価ができると思いますが、どれぐらいの金額が必要でしょうかという質疑に対して、中学校の通院の件数が2,448件、467万5,900円となっていますので、これぐらいの金額が増えてくると思いますという答弁でした。

また、委員から平成27年度は、マイナンバーの通知カードとマイナンバーカードへの切り換えで、本人にわたっていなくて、町が保管しているものがあるのかどうか。実績はどれくらいかという質疑に対して、通知カードの交付状況ですが、平成28年度7月31日時点で、交付率は98.39%、残数は136世帯の方が受けとられていない状況です。各課と調整しながら、その解消にむけて調査を行っています。平成28年3月末の残数は258世帯でありましたので、未交付世帯数は減ってきています。

マイナンバーカードへの切り換え実績は、平成28年3月時点で、219人となっていますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に、福祉保健課所管分について、課長から説明を受けました。

質疑に入り、委員から、災害援護資金について、平成27年度で終了したとの説明がありましたが、借受者から全て回収されたのでしょうか。基金を取り崩していると思いますが、町の持ち出し分もあったのでしょうかという質疑に対して、支出については、基金は全て繰入して、三重県への貸付償還金へ充当しています。

平成27年度中に、三重県へ返済した総額は、4,821万3,142円です。そのうち一般財源で賄った部分は1,880万8,000円です。3%の利子を含め、4,179万3,963円が未償還額です。これらについては、現在でも定期的に納めていただいている方もみえます。また個別に訪問し、返還していただくよう働きかけていますという答弁でした。

次に、委員から4,200万円程度が残っていますが、件数はどれぐらいですかという質疑に対して、64件分ですという答弁でした。

64件で4,200万円は多額な金額ですが、個別に納付相談などで、納付誓約は取れているのでしょうかという質疑に対して、極力一般財源の負担額を減らすため、納付相談等を行いながら進めてきましたが、災害での貸付金であることから、いまだに未納額が多い状態です。しかし、完納していただいている方との公平・公正を保つうえで、返済していただけるよう今後も継続して働きかけていきますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に環境管理課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から、清掃費の中の塵芥処理費、11節の需用費 2億4,996万6,475円の中の1億2,072万5,600円が修繕料で、委託料 1億2,016万3,681円の中の保守点検委託料1,486万5,336円ですが、需用費の修繕費等と委託料の保守点検委託料との区分関係について質疑があり、需用費の修繕料は機器の老朽化・故障などに伴う純粋な修繕を、需用費として計上してあります。

委託料につきましては、固形燃料を運搬するための不燃物、粗大ゴミの処理費用等の事実上の委託料です。保守点検の関係では、約1,400万円ありますが、施設そのものが正常に機能しているかをプラント会社に、毎年、保守点検をしてもらっています。

何らかの故障が見込まれること、または老朽化が認められる場合に、プラント会社に指摘をいただいて、翌年度の修繕料として、予算を要求していくといったことが、基本的な区分けですという答弁でした。

需用費の修繕費用の推移は、増えているのか、減っているのか。それとも年によって、波があるのか。平成27年度を中心として考えると、どういった状況ですかという質疑に対して、平成27年度決算以前の数年では、しばらくの間、両リサイクルセンターの修繕費は、1億2,000万円程度で推移してきました。現在、新ごみ施設を検討しており、どういった形になるのかわからない中、修繕をやみくもに実施するわけにもいかないので、できるだけ最小限の方法で効果が出るような修繕を実施しています。

しかし、施設の老朽化が相当進んでいますので、新たなごみ処理施設整備の方向を見据え、施設移行まで安定した処理ができるよう、修繕費が増える傾向になる可能性があるのではないかと考えていますという答弁でした。

また、委員から清掃費が、昨年度と比較して1,543万円程度増えているが、主にどのような内容ですかという質疑に対して、修繕料の増加と考えられ、昨年度と比較して1,200万円程度増加しています。これは老朽化によって前年比で、交換が増えているといったものではなく、年度によるプラント機器の修繕内容が、年度によって変化していることによる修繕料の増加ですという答弁でした。

また、修繕料が増加しているのは、海山リサイクルセンターなのか、長島リサイクルセンターなのかという質疑に対して、費用の割合での答えとなりますが、平成27年度については、海山リサイクルセンターの修繕料のほうが、多くなっていますけれども、特に海山が致命的に故障の頻度が多いであるとか、老朽化が進んでいるというものではありませんという答弁でした。

また、別の委員から、合併処理浄化槽の設置状況は、どうですか。合併処理浄化槽の設置については、5人槽と7人槽の面積での設置基準を変えたかと思いますが、説明をお願いしますという質疑に対して、合併処理浄化槽の設置状況は、平成27年度で43基分が設置され、1,139万9,000円の補助をしています。

それ以前の平成26年度が47基、平成25年度は52基分を補助しています。以前、高速道路の立ち退きがあった際に、一時的に増えましたが、現在は減少傾向となっています。新築ではほとんど合併浄化槽の設置がされていますので、単純に母屋建築件数の推移によっても、補助が増減していますという状況です。また、人槽算定の面積要件については、130㎡までが5人槽と規定されていて、設置要件の緩和については、仮に160㎡までを5人槽に緩和する規定としていくのであれば、町で建築されている直近の住宅については、75%以上が160㎡以下の母屋に4人以下の家族が住んでいるという、一定の基準を満たす必要があります。

紀北町におきましては、直近の状況を調べたところ、要件を緩和する基準には至っていないことが分かったことから、現状は断念しているところです。今後、建築家屋の推移を見ながら、さらに検討を進めていくということで、注視しているところですよという答弁でした。

次に、町営墓地について、空き墓地が増えていると思います。今回、墓地使用料が決算

にあがっていると思うが、状況はどうかという質疑に対して、町営墓地の状況ですが、総区画2,065区画あります。現在、30区画の空きがありまして、平成27年度では4件の新規申し込みがありました。墓地の返還は6区画ということで、返還が利用を上回っています。平成25年度からも墓地の返還のほうが多い状況です。今後も墓地の空き区画が増えてくるのではないかと考えられますという答弁でした。

町で区画造成して、墓地使用料をもらっている箇所は返還はなく、返還箇所については、古い区画がほとんどだと予想されますが、状況はどうかという質疑に対して、墓地区画を返還する方の傾向については、現在、町の人口は減少しているのと同様に、家族自体が紀北町からいなくなっているという状況になっています。

子どもが都市圏にいる方では、墓参りや供養がしやすい場所に移したいといった相談が増加しており、お墓を自身が住んでいるところに移転するために、返還するという状況が増えていますという答弁でした。

次に、し尿処理場も基金を積み立てながら管理運営していて、三浦区とそろそろ協定の終了時期となっていると思うが、状況はどうかという質疑に対して、クリーンセンターは平成6年に完成して、20数年経過しているということで、こういったプラント施設は概ね20年が更新を考える時期です。

昨年の9月議会でクリーンセンターの状況を確認するための、精密機能検査の予算を認めていただきました。目的については2点あり、クリーンセンターは廃棄物を処理し、排出する廃棄物処理施設ですが、その機能を随時、確認する必要があるため、昨年度、精密機能検査を実施いたしました。

結果は、施設の機器等の経年劣化はありますが、水準内で機能しており、まだ使用できる施設であることが確認できました。さらに検査結果から、現施設を改修し延命が可能であるかの確認をする目的もありました。コンサルからは改修が可能と考えられることと、今後どういった施設が、紀北町にとって望ましいのかの提案もいただきました。

機能検査結果からは、現施設を改修していくのが適当であるとの考えのもと、準備を進めているところですよという答弁でした。

また、改修すると、あと何年ぐらい対応できるのかという質疑に対して、現施設の改修については、十分注意して検討していく課題です。何よりも施設が三浦地区の住民の皆様のご理解が必要ですので、住民の皆様が検討して判断できる材料を持って、三浦区とのご相談をしていくことが重要と考えています。今のところ施設の稼働状況については、問題な

く運営されていますが、改修とか新築といったことは、今ここで、すぐお答えできるような問題ではないので、議会の皆様と十分相談しながら、進めていく問題と考えておりますという答弁でした。

次に、何年か前に三浦区との公害防止協定書の延長をしていると思うが、何年延長しましたかという質疑に対して、三浦区との協定では、平成30年度まで施設を利用させてもらうことになっています。期間については、平成22年1月25日から平成31年3月31日までの延長となっていますという答弁でした。

次に、塵芥処理費ですが、人口が減っているので、ごみは減っている傾向にあるのではないですかという質疑に対して、昨今、ごみは減少し続けています。ただし1人当たりのごみ排出量については、県内でも高いほうとなっていますという答弁でした。

ごみ量は全体では減少しているが、1人当たりのごみ量が多いということが、課題となっているということなので、調査や研究をしていますかという質疑に対して、ごみ処理と同様、排出抑制も町の責務と考え、しっかり取り組んでいきたいと考えています。ごみが多い原因は、不燃物処理場で、事業系の埋立ごみの一部を受け入れていた経緯にも一因があります。今までコンクリートブロックとか、瓦を段階的に受け入れ停止してきました。今年4月からは、事業系の埋立用のごみは全て受け入れ停止にしました。

このことによって、ごみの量が一定量減少するのではと考えていまして、結果が出るのは、平成28年度末になりますので、ごみが多い原因がここにあるとすれば、1人当たりのごみ量も他の市町と比べて減少するのではと考えていますという答弁でした。

ごみの量は生ゴミが大部分を占めていると思いますが、ごみを減らすキャンペーンはという質疑に対して、ごみ減らしの大きなキャンペーンは実施していません。しかし、ごみ減らしは重要な課題であると認識して、平成28年度からごみ減量に対する新たな対策として、中学生から創意工夫を凝らした、心に響くごみ減量の新俳句を募集しました。結果は4百数十点の応募があり、これらのうち優秀なものを、横断幕とか看板によって、町内全域に周知し、ごみ減量や不法投棄防止に役立てています。

また、中学生を対象としましたのは、もう1点理由があります。中学生はこれからの紀北町を背負っていただく方々ですので、ごみ減量の大切さを考えていただき、今すぐ効果はなくても、成長した彼らのごみ問題をしっかりと捉えていただく意識を、将来につなげていくという効果も考えています。

啓発は今年で終わりということではなく、有効的な手立てがあれば、積極的に取り組ん

でいきたいと考えていますという答弁でした。

次に、ごみを減らすために、生ゴミ処理機の助成を行っていますが、推移はどうですかという質疑に対して、生ゴミ処理機は大きく2種類の型がありまして、1つは電気式、1つは容器の型のものがあり、電気式について50%の補助、3万円を上限に助成しています。支出の状況については、平成25年度は5件、平成26年度は7件、平成27年度は8件と、微増していますという答弁でした。

次に、高齢化が進む中で、ベッドやタンスなどの粗大ゴミの処理場への持ち込みは、大変となってきています。制度がよくわからないという声も聞きますが、啓発や現状はどうなっていますかという質疑に対して、ごみに関するあらゆる啓発は、常に行っています。また、持ち込み困難な70歳以上の高齢者世帯の場合には、相談をいただいたのち回収等を行っていますという答弁でした。

物品売払収入は増えているのかという質疑に対して、資源ごみの状況については、大幅に資源ごみ量に変化が見られる状況ではないのですが、直近では資源ごみの価値が下がってきていますので、収入としては下がってきていますという答弁でした。

また、リサイクルセンターやクリーンセンターも同じだと思いますが、火葬場の運営費についての燃料費は、入札を行っているのですかという質疑に対して、リサイクルセンターとクリーンセンターについては、相当量の燃料を使用していますので、毎月、町内業者での入札を行っています。浄聖苑については、規模が小さいので、直接必要の都度、各業務に必要な注文をしていますという答弁でした。

その都度注文ということですが、1回にどれぐらいの量ですかという、また基準はどういう質疑に対して、炉での使用に伴う発注については、浄聖苑の使用頻度に応じますが、おおよそ月に1,000リットル程度を発注していますという答弁でした。

町内の業者は何件ぐらいで、注文の順番は決まっているのですかという質疑に対して、本施設で利用している各燃料については、平成27年度の実績では、4件の業者となっております。炉については、その時点で納入可能な業者に対して注文していますという答弁でした。

また、リサイクルセンターの燃料についての入札の適正についてですが、どれぐらいの金額で入札されているのか、説明をお願いしますという質疑に対して、リサイクルセンターは毎月、町内業者での指名競争入札によって、一番価格の低い業者に1カ月間の納入をお願いしています。価格については、入札の都度、変わってきますが、原油価格や市場価格の上下に連動しているようですので、価格の設定は正当なものと考えられ、一定の入札

効果も上がっているものと考えていますという答弁でした。

また、ごみ収集の状況ですが、平成27年度にパッカー車の修理はありましたか。あと燃料に混合を使っているため、老朽化しているのではないかと思います。状況はどうかという質疑に対して、現在、可燃ごみのごみ収集については、海山地区及び長島地区のそれぞれに2台ずつパッカー車を貸し出し、業者に委託しています。

車検時に必要な修繕と費用については、町が負担し、運行上、生じた損傷や事故については、委託業者の負担でお願いしています。パッカー車自体が経年劣化していますので、毎年、老朽に見合う程度の修繕を行っていますという答弁でした。

パッカー車の通常車検の費用にかかる修繕については、業者負担だと思いますが、ごみ収集の機能にかかる部分は、車検項目ですかという質疑に対して、パッカー機能については別ですので、車検外の一般的な修繕になります。パッカー機能などの車検外の修繕については、昨年は油圧ホースの取替えや、エアコンの作動不良など、数万円から10万円程度の修繕がされていますという答弁でした。

パッカー車を変える予定はあるのですかという質疑に対して、新たなごみ処理施設ができれば、新たな収集方法に沿ったパッカー車の購入などを考える必要がありますが、現在のリサイクルセンターへの収集の状況が続くうちは、現在のパッカー車の修繕を的確に繰り返しながら、できるだけ長く使用していきたいと考えていますし、当分の間、使用できるものと考えていますという答弁でした。

次に、紀伊長島地区の不燃物処理場、容量が一杯になっていると聞いていますが、平成27年度の状況はどうかという質疑に対して、施設の残余容量については、昨年に建設課の技師に受け入れ可能な残余量を測ってもらいました。その結果、平成27年度時点の受け入れ状況が続けば、7年間程度の残余容量でしたが、最終的には、平成28年度から土砂の受け入れを全面的に停止していることから、さらに埋立可能期間が伸びてきていると判断しています。

今後については、将来の最終処分場の取り扱いについて、施設延命策や改修なども含め、検討を重ねているところでありますという答弁でした。

次に、受け入れ残余量はまだあるということですが、地域との協定は延長できる状況にあるのですかという質疑に対して、最終処分場の受け入れについてですが、昨年度は名倉区に伺いまして、平成35年3月31日までの期間延長の協定を結ぶことをお願いし、同意をいただきましたという答弁でした。

次に、資源ごみステーションの設置は、全額を町で負担していますかという質疑に対して、資源ごみステーションの設置については、町で負担していますという答弁でした。

また、古紙の倉庫の設置費用は、1箇所あたりどれぐらいですかという質疑に対して、古紙の倉庫については、平成27年度は新設3箇所と移設1箇所を行っています。設置費用等については、192万8,880円ですので、1箇所60万円程度となっていますという答弁でした。

次に、海山地区の浄聖苑の処理数について、どうですかという質疑に対して、浄聖苑の火葬数ですが、処理数について質疑があり、浄聖苑の火葬数ですが、人体が176体ですという答弁でした。

野良猫の処理はどうですかという質疑に対して、野良猫ですが、法に規定された動物愛護の関係で、猫を捕獲して処分することは行っていません。適切に飼うことや、子どもが生まれないように、去勢手術をすることで、きちんと育てて、むやみに増やさない方向になっています。これは全国的な傾向ですという答弁でした。

また、林道や作業道にずいぶん放置ごみがあるが、実態を把握していますか。町内に何箇所かあると思うが、どうやって把握していますかという質疑に対して、不法投棄についてはわからないところで不法投棄され、不法投棄された管理者が処分しなければならないということで、非常に悩ましい問題です。夜間もパトロールを実施したり、頻度をあげるなど強化をし、不法投棄監視パトロール車を増やし、監視頻度をあげるなどの検討をしていきたいと考えていますという答弁でした。

海山地区の最終処分場の予定地は、20年以上前に用地取得をしていると思いますが、その取り扱いはどうなっていますかという質疑に対して、最終処分場の用地については、合併前後に購入されていた経緯があったと聞いていますが、現在、海山不燃物の施設の増設するとか、改修するといった計画はありませんという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に農林水産課所管分について。

## **玉津充議長**

樋口議員、ここで一旦切ります。

---

## **玉津充議長**

ここで、暫時休憩します。午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 45分)

---

### 玉津充議長

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

### 玉津充議長

決算特別委員長 樋口泰生君、登壇願います。

どうぞ。

### 樋口泰生決算特別委員長

続けて説明をさせていただきます。

まず説明の最初にですね、先ほど私、ご説明、ご報告申し上げました、海山の火葬場のことを、じょうせいえんと申し上げましたが、じょうしょうえんの間違いでございます。誠に申し訳ありませんでした。

それでは、続きまして、報告をさせていただきます。

農林水産課所管分について、まず課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から、新規就農者総合支援事業の対象者3名の、現在の営農状況を教えてくださいという質疑に対して、平成24年度下半期から、補助対象となっておられる方に関しましては、補助対象期間が5年間となっていますので、平成29年度の上半期で終了となります。所得制限のある制度のため、一定制限所得を超えた場合、補助は停止されますので、経営的には厳しい状況にあると思われます。また、現在対象者以外の方のほかにも、毎年候補としては数名ありますが、受給要件には合致せず、現在は3名となっています。そういう答弁でした。

次に、地方創生費の一次産業魅力アップ推進事業について、説明をという質疑に対して、事業内容といたしましては、紀北町の一次産業の魅力を発信するためのDVDの作成、YouTubeでの配信、農林水産業の就業促進用のポスター作成を行っています。

また、一次産業の就業体験を都市部へPRをし、実施しています。その中で、就業体験には30名の方が参加され、1名が正規雇用、1名が臨時雇用で就職されました。また、就

業相談会・就職相談会で出向き、そこで個別相談を行った結果、町内の事業体への5名の方の紹介をさせていただきました。その内、1名の方が正規雇用となっていますという答弁でした。

次に人家裏の危険木の伐採について、平成27年度実施箇所の状況と、事業実施にあたっての費用負担をお聞きしますという質疑に対して、平成27年度においては、3地区で行っていただいています。

制度といたしましては、自治会等が実施する危険木の伐採において、50万円を上限に事業費の80%を補助させていただいています。平成27年度実施地区といたしましては、三浦地区、名倉地区、船津地区の3地区となっていますという答弁でした。

次に、東紀州ヒロメ養殖協議会への100万円の補助の事業内容を説明くださいという質疑に対して、この補助事業におきましては、東紀州ヒロメ養殖協議会への尾鷲市と合同の補助事業であり、事業内容といたしましては、ヒロメの都市部での販売促進、ヒロメの栄養成分分析を行っています。この事業については地方創生交付金の活用をしていますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に商工観光課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から生産者と消費者をつなぐ紀北町食等魅力アップ事業の詳しい内容と、事業成果をお願いしますという質疑に対して、課長からうまいもんプロデューサーというウェブサイトを使いまして、プロデューサー登録されているサイトに、情報を流して紀北町の特徴、特設ページをつくり、6万5,000人いる会員さんに、情報提供いたしました。

効果といたしまして、メールマガジンを通じて、延べの260万人の方に、紀北町の情報を覗いていただき、約3万人の方が紀北町に興味を持っていただきました。その中で、約2,000人の方からコメントをいただき、約1,700人の新たな紀北町のコアなファンができましたという答弁でした。

次に、プレミアム商品券も地方創生事業だったと思いますが、統計は出していますかという質疑に対して、実際の換金率は99.81%でした。利用金額のパーセンテージは、1位がスーパーで、46.13%。2位が飲食料品店で11.96%、3位がドラッグストアで11.45%でした。大型店舗の商工会加入が条件になっていましたという答弁でした。

次に、古里温泉について、決算書を見ると、費用が約2,500万円、収益につながる部分で稼ぐのか、それとも福祉の部分で利用するのか。また、古里区についても収支には出てこ

ずとも、スポーツ合宿の誘致等、ほかのところでも良い面が出てきています。20年経過して老朽化も進んでいきますし、どういう役目があるかといったこともあります。収支だけでなく、全体としての入込客の受け皿としての受け止め方を、どうするのかという質疑に対して、課長のほうから委員の言われたことは、実際、考えています。確かに老朽化が進みますと、維持管理のかなりの費用が発生するところがあります。

なおかつ、リニューアルもしていないので、お客さんにあきらめます。今、古里温泉をつないでいるのは、湯が良いという1点だけです。露天風呂を増設して、離れていったお客さんを呼び戻すという考え方もありますが、一番の目的を、町民の皆さんが健康になっていただくという視点に置き換えてしまえば、観光施設ではなく福祉的な健康増進施設として、利用していてもよいのではないかと、課内でも検討しています。

福祉施設となれば、もう少し安い価格で、町民の方に利用していただけるのではないかとということも視野に入れて検討していこうという気運になっています。観光資源とするのか、健康増進施設とするのか、じっくり考えていきたいと思えますという答弁でした。

以上で、質疑を終わり、すいません、ちょっと失礼します。

次に、建設課所管分について、課長から説明があり、質疑に入りました。

委員から歳入の住宅使用料について、毎年、未収があると思いますが、その後その未収が入ってきていますか。また過年度分で、まったく入らず、滞っている分はありますかという質疑に対して、平成28年5月31日現在、決算に伴う管理戸数が298戸、うち5月末で入居戸数が239戸あり、入居前の準備空き家が23戸、今後、解体予定している政策空き家が36戸となり、これらが現年分の調定に対する戸数です。

次に、過年度分を滞納している方は35名で、1,391万9,600円になり、そのうち現在、住宅に入居していない方が14名、入居している方が21名で、673万3,800円あります。平成27年度中に、過年度分を納めていない方については、既に退去されている14名のうち、10名おまして、誓約書により入金を促していますという答弁でした。

続いて、先ほどの町営住宅の使用料について、大変苦勞されていることがわかります。そこで、不納欠損もできると思うが、何とかならないのですかという質疑に対して、不納欠損につきましては、住宅使用料が、私債権という扱いになっていますので、私債権を不納欠損するには、裁判などかなりの過程を踏んで、最終的に裁判所の判断により、欠損ということになるということを勉強しているところで、現在、私債権を不納欠損には至ってございませんという答弁でした。

次に、町営住宅の耐震は、全て完了していますかという質疑に対して、集合住宅の耐震につきましては、鉄筋コンクリートの壁式構造となっており、建築基準法上の耐震性は確保されています。

そして、政策空き家については、木造住宅一戸建てで、昭和56年5月31日以前の建物に関しましては、耐震性がございません。現在、入居している方が退去したら、政策空き家として取り壊す予定ですという答弁でした。

次に、地籍調査事業の決算額は、いくらでしたか。また、実績面積はどれぐらいですかという質疑に対して、平成27年度の地籍調査に要する費用が124万5,600円で、全体の地籍調査の計画は、平成22年度から平成31年度の10カ年計画を、国や県に提出しており、平成27年度の事業といたしましては、鯨地区の全体面積が12ヘクタールで、立会いに入る前の測定の基準となる多角点網の設置を行ったものです。

内訳については、システム保守点検料と一般負担金を除いたものに関して、4分の3の補助があります。金額といたしましては、81万円で、農林水産業補助金となります。鯨地区の地籍の立会いについては、今年度から区間を分けて行いますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に危機管理課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員からAEDのリース24台の設置場所はどこですか。また、平成27年度及び平成28年度現在で、実際に使用したことはありますかという質疑に対して、課長からAEDの設置場所については、海山総合支所、紀北町役場、海山公民館、各小学校11校、各中学校4校、白浦老人クラブ、島勝浦漁村センター、老人ホーム赤羽寮、多目的会館、引本公民館、始神テラスの計24箇所です。

また、使用状況ですが、平成27年度及び平成28年度においても、現在まで使用の報告は受けておりませんという答弁でした。

次に、平成27年度に実施した避難路の誘導灯設置に関して、蓄電式誘導灯は紀伊長島地区、海山地区に5基ずつ設置しているとのことでした。詳しい設置場所は、どこか。また設置場所の選定はどのように行いましたかという質疑に対して、蓄電式の避難誘導灯の設置箇所は、紀伊長島地区について、山本、呼崎、古里、三浦2箇所の合計5箇所、海山地区につきましては、島勝浦、船津、汐見2箇所、引本浦の合計5箇所に設置しています。

設置場所の選定については、地元からの要望も踏まえて、危機管理課と総務室で協議した後、自主防災会の皆様とも相談させていただきましたうえで、選定していますという答

弁でした。

次に、消防団について、平成27年度は19名の方が退職されたとのことですが、新入団員の人数は何名ですかという質疑に対して、平成27年度の新入団員は13名ですという答弁でした。

紀北町の人口や規模で考えると、現在、消防団員の人数は、十分確保されているのでしょうかという質疑に対して、現在、条例で規定する消防団員の定数は420名です。平成28年2月1日現在の団員数が409名ですので、若干定数よりも少ないのですが、十分確保できているものと考えていますという答弁でした。

以上で、質疑を終了いたしました。

次に、学校教育課所管分について、課長から説明を受けました。

質疑に入り、委員から奨学金返還金では未納額が890万9,300円ですが、何人なのか、実態を教えてください。また、525万6,000円ですが、2万円から希望の金額で貸し付けていると思いますが、その実態を教えてください。すでに貸し付けているのは、11名ですが、大学が2万円、専門学校、高校もありますが、その実態を教えてくださいという質疑に対して、課長から奨学金滞納額の890万9,300円の内訳につきましては、全体で48名分、未済です。

平成27年度の奨学金貸与の実態ですが、大学の奨学金につきましては、年額36万円と24万円の選択となっています。高校生につきましては、年額12万円となっています。平成27年度の実績といたしまして、高校生1名、大学生、36万円が6名、24万円が1名、合計8名という実績になっていますという答弁でした。

次に、滞納している人数は48名ということですが、金額として最大滞納している人は、いくらですかという質疑に対して、滞納の中身につきましては、大学生で年間24万円を4年間ですので、96万円になりますが、滞納額で一番多い方は、60万円程度が1名、あとは48万円など一部返済いただいている方もいますという答弁でした。

委員から事情があるのはわかりますが、やはり借りたものは返すというのが当然で、仮に給付型にするなら、教育基金の活用をしてもいいのではと思います。この基金の目的は、教育のために使ってくださいよということで、そうなると審査は難しくなると思います。その辺も含めて検討をしていますかという質疑に対して、課長から滞納整理をなるべく少なくするために努力はしていかないといけないと思います。給付型の奨学金につきましては、国等も検討しているということですし、近隣の市町村等でもしているところ、してい

ないところがあります。今のところ給付型については、検討はしていませんという答弁でした。

次に、スクールバス購入で700万円とありましたが、説明をという質疑に対して、赤羽小学校と志子小学校の統合に伴い、29人乗りスクールバスを購入しています。購入費につきましては、682万3,446円です。その内、補助金が217万円となっていますという答弁でした。

次に、学校施設のソーラー発電の売電収入なのですが、売電の金額はいくらぐらいですかという質疑に対して、相賀小学校と西小学校の太陽光発電に対する売電収入につきましては、平成27年度は、年間で11万4,792円となっていますという答弁でした。

続いて、紀北教育研究所というものが、どういうものかということと、どういうことを委託して、いくら金額なのか、説明くださいという質疑に対して、紀北教育研究所につきましては、尾鷲市と紀北町の紀州地域における教育の向上ということで、教育に対する研修活動、企画運営、適切な資料、情報の提供、ほかに講座、講演会等を行っています。紀北教育研究所に対しましては、年間90万円の補助金を町から支出していますという答弁でした。

学校給食について質疑がありまして、給食施設費につきまして、課長から答弁があり、海山給食センターと紀伊長島地区の自校式の給食施設の調理員の人件費や、施設の維持管理費の数字について説明があり、食材につきましては、各保護者の方から給食費をいただいて、支払っていますので、決算の中には入ってこないということになりますという答弁でした。

次に、賃金のことで質問があり、小学校も中学校も用務員、介助員、中学校は学習支援員について、不用額で日数減という説明でしたが、用務員は嘱託職員で日数減は関係ないと思います。詳しい説明を願いますという質疑に対して、用務員につきましては、常勤の嘱託職員です。介助員につきましては、介助の必要な児童生徒への介助員ですので、例えば子どもが休んだり、社会見学に行ったりとか、日給ですので、常勤より出勤する日数が少なくて、不用額が出るという状況ですという答弁でした。

続いて、学習支援員はどちらですか。また、どういうことをされているのですかという、それに加えて新しい雇用形態なのですかという質疑があり、学習支援員につきましては、紀北中学校に設置しています。必要性としましては、紀北中学校のフィリピンから来日した生徒がいて、日本語を習得されていないということで、日本の習慣等も含めて、日本語を支援するというで設置させていただきましたという答弁でした。

次に、介助員は資格はいらなかったと思いますが、支援員は英語や学校教員の資格はどうなっていますかという質疑に対して、介助員につきましては、教員の資格はいらないのですが、実際は教員の免許を持っている方をお願いしています。学習支援員につきましては、教員免許を取得している方をお願いしていますという答弁でした。

続きまして、学校給食のことですが、海山と長島のセンター方式と自校式で違いますが、給食調理員と、一括での説明でしたが、皆、嘱託職員なのですかという質疑に対して、海山の給食センターの調理員は、嘱託職員です。紀伊長島地区の小学校、中学校、幼稚園の調理員は臨時的に任用する給食調理員という身分ですという答弁でした。

次に、名称が違っているのに、給料も違ってくると思いますが、いかがですかという質疑に対して、嘱託職員と臨時的任用の職員については、給料月額に差がありますという答弁でした。

センターのほうでは調理員は、今も100名分ぐらいつくっているのですが、また、嘱託職員は任用期間が5年ですね、調理員の場合は、なかなか人が集まらないという話も聞いていますし、5年ではないような気がします、いかがですかという質疑に対して、調理員一人当たりの調理の食数は、約60食となっています。嘱託職員の任用期間につきましては、1年で、最初に任用した年度末から起算して、9年間更新することができますという答弁でした。

続いて、自校式の場合は、その場で作るのに、温かいものを食べられます。給食費は食材費になると思いますが、センターでも自校式でも同じなのではないかという質疑に対して、食材につきましては、給食費がそのまま食材となっています。月々の給食費につきましては、センターと自校式では差がありますという答弁でした。

ということで、以上で質疑を終了し、次に生涯学習課所管分について、課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から、一般会計決算額執行課別比較表、地方創生費の生涯学習課分で、委託料、原材料費について、グラウンド整備と土代とのことですが、これは海山グラウンド分ではないでしょうかという質疑に対して、まず委託料ですが、543万2,100円のうち、約300万円が海山グラウンドの整備費です。そのほかは赤羽運動公園野球場整備に73万円、小椋久美子さんを招きましたスポーツ講演会の委託料が約60万円、合宿誘致パンフレットの作成に約42万円、津波の恐れがある体育施設への避難誘導看板の設置委託料が、約41万円という内容になっています。原材料費は、海山グラウンド整備に係る真砂土の購入費ですという

答弁でした。

続いて、海山グラウンドの整備は、地方創生事業の中で措置されているということで、この予算がなければ厳しかったと思いますが、そういうことでよろしいですかという質疑に対して、海山グラウンドを改善したい気持ちがあり、かなり費用がかかるということで、なかなか着手が難しかったのですが、この地方創生事業の交付金が出ましたので、活用させていただきましたという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、次に水道課所管分について、課長から説明がありました。

質疑に入り、まず委員から配付資料（訴訟費用決算額調書）について、説明がありましたら、お願いしますという質疑に対して、課長から平成27年度決算につきましては、54万5,870円で、中間手数料5事務所分と、高速道路通行料のみの支出となっています。それを合わせますと、小計、損害賠償の関係ですが、3,818万3,114円となっていますという答弁でした。

確認ですが、平成8年からトータルすると、どうなりますかという質疑に対して、課長から9,053万8,307円ですという答弁でした。

続いて、衛生費に、上下水道設備5,157万4,000円が入っている理由というのは、なぜですか。簡易水道分もこの中に含まれているのですかという質疑に対して、一般会計から水道事業への繰出金の科目は、ここに措置されていますという答弁でした。

以上で、一般会計歳入歳出にかかる、全ての課の質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、賛成多数。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

### **樋口泰生決算特別委員長**

続きまして、認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行いました。

住民課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から国民健康保険料の不納欠損で、時効が65件、964万493円ということですが、この金額はここ数年において増えているのか、減っているのか。また時効の条件を伺いますという質疑に対して、課長から国民健康保険料の時効は2年です。ここ数年の欠損額ですが、平成17年度からの数値は、まず平成17年344万8,214円、平成18年166万3,109円、平成19年641万6,829円、平成20年4,396万9,436円、平成21年2,603万3,048円、平成22年1,025万5,385円、平成23年度は802万9,626円、平成24年度は392万4,845円、平成25年度は621万

8,320円、平成26年度は731万52円でした。

ですので、各年度でバラツキがありますという答弁でした。

委員から、平成20年、平成21年の高額な欠損の後、ここ3年ぐらいは、少し増えているのかと思いますが、収入未済額で何世帯の方がいて、その中で資格証明書、短期証の対象は何件ですかという質疑に対して、収入未済額は、保険料の滞納が主な理由です。対象世帯数は把握していませんが、短期証につきましては、1カ月証が180世帯、3カ月証が56世帯、6カ月証は164世帯です。資格証明書は19世帯ですという答弁でした。

続きまして、決算にかかる主要事業の成果及び予算執行の実績報告書34ページ、保険財政共同安定化事業拠出金関係で、1円から80万円までになって、前に比べてどれくらい増えましたかという質疑に対して、保険財政共同安定化事業の拠出金ですが、平成26年度は3億6,559万5,000円、平成27年度は4億8,935万2,000円ということで、1億2,375万7,000円増加していますという答弁でした。

続いて保険料のところ、4,772名で平均の保険料はいくらでしたか。収入に対する割合もわかれば教えてくださいという質疑に対して、1人当たり保険料ですが、7万6,545円です。収入に対する割合は、平成25年度国民健康保険実態調査によりますと、紀北町は所得に対する保険料の割合は9.7%となっています。全国平均は10.5%、三重県が11.1%ということで、所得に対しての保険料の割合は、全国、県と比較しても低めということだそうですという答弁でした。

続きまして、特定健診の受診者数、受診率を伺いますという質疑に対して、平成27年度受診率は法定報告前ですので、まだ確定はしていませんということでした。

次に、日曜日やほかのがん検診など同時に行き、努力されていると思いますが、それでも約40%です。ほかの29市町と比べると、どのような感じですかという質疑に対して、平成27年度は確定していませんので、平成26年度の順位ですが、29市町村中17位です。平成23年度では、最下位のほうでしたから、そこから率としては、かなり向上してきていますという答弁でした。

結果として1,522の方が受けられるということで、特定保健指導を受けなくては行かなかった人はどれぐらいの人数ですかという質疑に対して、対象者が168人、実際、指導を受けた方は18名ですという答弁でした。

次に、決算にかかる主要事業の成果及び予算執行の実績報告書の34ページ、退職被保険者等療養給付費のなかで、予算額の一般財源が当初25万6,000円で組まれていたのが、決算

額が一般財源768万2,000円となっています。その原因を説明くださいという質疑に対して、課長から医療費の請求につきましては、年度末の3月が過ぎて、出納閉鎖までに最後の請求があります。金額としては大きいので、予測はつかないところもあり、予算との差ができます。予算では常に最新の状況で、補正させていただくように努めていますが、請求が来るのが3月議会が終わってからになりますので、どうしても差が出てしまいますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、賛成多数。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

#### **樋口泰生決算特別委員長**

続きまして、認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いました。住民課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から、保険料について、年金からの天引きが多いと思いますが、収入未済額が出るということは、どういう理由が考えられますかという質疑に対して、年金からの天引き分については、100%の収納率です。普通徴収の部分で未済があります。年金からの天引きに移る前の方とか、国民健康保険に加入している時に未納があった方が、後期高齢に移った時などに未納が出てきますという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、賛成多数。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

#### **樋口泰生決算特別委員長**

続きまして、認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について審査を行いました。

福祉保健課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から、特別養護老人ホーム50名の定員に対して、入所者数は何名ですかという質疑に対して、平成28年3月1日現在の入所者数は45名ですという答弁でした。

続いて、定員50名のところに、45名の入所者数とのことですが、ほかの施設では定員一杯と聞いております。5名の空きがある中で、平成27年度に介護報酬が引き下げられましたが、減収など、どのような影響がありましたかという質疑に対して、課長のほうから介護報酬が下がるということで、基金から705万9,000円を繰り入れ、予算編成しました。た

だ、当初予想していたより影響が少なく、結果的に897万5,162円の黒字となりました。基金繰入額を差し引いても、191万6,162円の黒字でした。

45名の入所者で運営できているのかとのご指摘ですが、現在、嘱託職員や臨時職員を募集しても、なかなか応募がない状態で、ぎりぎりのところで、やりくりしている状態です。職員の配置等も考慮しながら、利用者の受け入れを行っているところですので、平成27年度3月では45名という結果になっていますという答弁でした。

養護老人ホーム50名の定員であると思われませんが、養護老人ホームの入所者数は、何名ですか。また、特別養護老人ホームのショートステイの利用数は何名ですかという質疑に対して、養護老人ホームの利用者は、平成28年3月で23名です。利用者が少ないのは、現在の部屋が2人部屋のつくりになっていますが、ベッドを設置すると1名しか利用できず、プライバシーの問題など施設の対応ができていないことなどもあり、現在50名の利用受け入れができない状況です。

特別養護老人ホームのショートステイの利用実績ですが、費用は147万5,894円で、年間延べ利用人数91名、利用日数は745日ですという答弁でした。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

### **樋口泰生決算特別委員長**

続きまして、認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定についての審査を行いました。課長から説明を受け、質疑に入りました。

委員から平成26年度決算時に、営業収益にあたる検針が11カ月分ではないかという話があったと思うのですが、この27年度分に関しては、12カ月分の検針ということで、26年度決算額より増えているのは、1カ月分が増えた状態とみてよいですかという質疑に対して、課長のほうから26年度は、検針月を奇数月から偶数月に変えましたので、その関係もあって、1カ月少なかったのですが、27年度から偶数月できていますので、12カ月になっていますという答弁でした。

続いて、今年度は1億7,000万円という利益が出ている。去年はこんなになかったでしょう。これは例の退職金の問題があるので、出たという、そういった理由を教えてくださいという質疑に対して、平成26年度は、制度改正がありまして、水道事業関係の経営を明確にするという主旨でありました。

このため、従来通りに、退職給付の会費負担金は毎月給料の中から、総務課を通じて市町の負担をしていましたが、それに加え不足が生じた場合、それを水道事業は水道事業でみていく、そうしないと、水道事業としての経営状態がわからないという指導でありました。

ところが、実際にやってみると、1億4,000万円というのも、かなり会計上負担になってきますし、ほかの市町の状況をみますと、一般会計との取り決めにより、制度改正前のやり方で問題はないということもわかってきましたので、それでこの27年度中に戻したため、その分が事業会計の中でプラスになってきたということですという答弁でした。

続いて、今期純利益は1億7,400万円ですね。その中で退職金のことを抜いた場合に、水道事業会計はどの辺まで、利益があるのかわかりますかという質疑に対して、実際には約2,000万円程度のプラスですという答弁でした。

続いて、有収水量、有収率が非常に悪いです。なかなか改善されないのが現実ですので、その辺の取り組みをどうされるのか、お答えくださいという質疑に対して、有収率に関しては、耳の痛いところです。例えば布設替えなど、何もやっていないからというわけではなく、1つの集落で考えますと、1箇所、配水管を布設替えしますと、他の箇所への圧力の違いが出まして、その弱い箇所部分で漏水してしまう場合があります。そういったことで、中桐や三浦、上里など、年次計画を立てて集落全体を集中的にやっていく必要があります。

単年度にはできないのですけれど、2年、3年、事業費が大きくなる場合は、3年、4年とか、年度を計画的に実施しています。有収率が60%いかないというのが現状です。平成23年度の水道ビジョンでも、平成44年には修繕費が年間1億6,000万円ぐらいかかるというような分析が出ています。今までも、施設更新などと合わせますと、その金額ぐらいになっていきますので、まだ、課内で話している段階ですが、技術員が部分的に漏水調査をしているのですけれども、それだけでは抜本的な対応まではいかないので、予算のかかることですので、すぐには対応できないのですけれども、漏水調査を民間の専門業者にお願いして、今後、方針を検討していきますという答弁でした。

続いて、水道ビジョンをつくったのが23年で、たぶん33年には80%ぐらいという話であったので、当然、老朽化は、みんなしていますから、調査する前に少なくとも老朽化の管の年度はわかっていますので、もう少し早急にやらないと、仮に地震があったら、全部やられますよ。一般財源をつぎ込んででもいいから、布設替えをしないといけないよ

という話もしたことがありますから、早急にやっつけていかないと、大変な事態になると思うので、しっかり取り組むようお願いいたします。いかがですかという質疑に対して、努力しますという答弁でした。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論はございませんでした。

採決に入り。全員賛成。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものとして決定いたしました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の経緯と結果の報告を終わります。ありがとうございました。

### **玉津充議長**

以上で、決算特別委員長の報告を終わります。

続きまして、各常任委員長及び決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

まず総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号 紀北町図書館条例について、質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で質疑を終わります。

これで、決算特別委員長報告に対する質疑を終了します。

---

### 玉津充議長

これにて暫時休憩します。2時5分まで休憩とします。

(午後 1時 49分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続きまして、会議に入ります。

(午後 2時 05分)

---

**日程第3**

**玉津充議長**

これより各議案の討論・採決に入ります。

日程第3 議案第56号 紀北町図書館条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第4

### 玉津充議長

次に、日程第4 議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5

### 玉津充議長

次に、日程第5 議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第58号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第6

#### 玉津充議長

次に、日程第6 議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

#### 7番 近澤チヅル議員

議案第59号 紀北町税条例の一部を改正する条例の反対の討論を行います。

地方税法等の改正に伴うものですが、町民の利益にならないという立場から、反対です。

今回のセルフメディケーション税制は、WHO世界保健機構が、自分自身の健康に責任を

持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すると定義されております。セルフメディケーションの理念に基づいたもので、町民の自主判断による自主服薬を推進するための税制です。医師などの一定の取り組み、医師などが行う健康診断や特定健診、予防接種などを行った人が、一般用医薬品として認可されたスイッチO T C医薬品の購入費用のうち、年間1万2,000円を超える額について、最大8万8,000円を所得税控除の対象とし、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の特例措置として行う税改正です。

従来は医師の処方箋がなければ使用できなかった、指定医薬品の中から、一般用医薬品として認可されたものが、スイッチO T C医薬品ですが、町民の判断でスイッチO T C医薬品を購入し、服用を続けることは、必要な受診の遅れや副作用などにつながるリスクがあり、これを税制面から優遇し、推進する条例改正は問題です。

また、スイッチO T C医薬品は全額自己負担で購入する医薬品であり、類似の医薬品の保険診療の負担より重くなる場合もあり、必ずしも税制面の優遇措置により、町民の負担軽減が図られるとはいえません。

また、現行の医療控除とセルフメディケーション税制は選択性であり、同時に利用することはできません。本当に町民の負担軽減を考えるならば、現行の医療費控除制度にセルフメディケーション税制の対象となる医薬品の購入費用を上乗せすることで、年間10万円を超える町民が増加し、医療費控除の対象拡大につながるのではないのでしょうか。今回の条例改正は、政府の規制改革会議が提起する医薬品、医薬用医薬品のスイッチO T C化の推進に基づいて行われた改正であり、医薬品の保険はずしや保険給付範囲の見直しと一体となって行われるものです。

町民が求めているのは、保険で安心して医療を受けられることです。医薬品の保険はずしを税制面から後押しする条例改正であり、以上の理由からこの議案に反対いたします。

以上です。

## **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

## **6番 瀧本攻議員**

まず国策で決まったことをですね、ローカルの議会で反対することはね、これはですね、日本人としてですね、ルールを守ってないということですよ。だから、平成のですね、29年1月1日からされるわけですね。いわゆる租税特別措置法、中にあります。メディカル制度

というのはね。これはアメリカにもありますよ、セルフメディカル制度というのは、それをね、国がね、法律でつくって、立法がつくってですよ、我々ローカルで反対するって、いかなもんかと思う。そんなんやったらね、まあね、日本の国に住まんほうがええわ、正直いって。我々は日本の国民の中で、その法律の中で、ルールで暮らしとるわけですから、それを反対するというのはね、いかなもんかと思う。本当に憤りを感じるわ。

そして、私は以上で賛成をいたします。

#### **玉津充議長**

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第59号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### **日程第7**

#### **玉津充議長**

次に、日程第7 議案第60号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第8**

**玉津充議長**

次に、日程第8 議案第61号 紀北町郷土資料館条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### **日程第9**

#### **玉津充議長**

次に、日程第9 議案第62号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### **玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第10

### 玉津充議長

次に、日程第10 議案第63号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第11

### 玉津充議長

次に、日程第11 議案第64号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

#### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第12

#### 玉津充議長

次に、日程第12 議案第65号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号) についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第65号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### 日程第13

### 玉津充議長

次に、日程第13 議案第66号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についてをを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

## 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第14

### 玉津充議長

次に、日程第14 認定第1号 平成27年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第14 認定第1号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第15

### 玉津充議長

次に、日程第15 認定第2号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第15 認定第2号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第16

### 玉津充議長

次に、日程第16 認定第3号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第16 認定第3号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 玉津充議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

## 日程第17

### 玉津充議長

次に、日程第17 認定第4号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第17 認定第4号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

**日程第18**

**玉津充議長**

次に、日程第18 認定第5号 平成27年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りします。

日程第18 認定第5号については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**玉津充議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 玉津充議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月6日に開会されました本定例会では、本日まで、終始ご熱心なご審議によりまして、上程いたしました全議案につきまして、原案のとおりご可決賜わり、誠にありがとうございます。

本議会におきまして承りましたご意見、ご要望等を検討し、現在、進めている平成29年度当初予算の編成におきまして、十分に留意をしながら、一層効果的な施策が実行できるよう力を注いでいくとともに、山積する行政課題を丁寧に対応してまいり所存でございます。

いよいよ本年も残りわずかとなりましたが、町民の皆様ならびに議員の皆様におかれましては、時節柄、お身体にお気をつけいただき、良いお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。平成28年12月議会定例会、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 玉津充議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

平成28年12月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月6日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なご審議をいただき、無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控えご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されますようお願いいたします。なお、職員の皆様におかれましても、年末年始と、大変忙しい日が続くと思いますが、何卒よろしく願いをいたします。

最後に、町民の皆様におかれましては、日頃から町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、インフルエンザの流

行も気になるところでございますが、健康には十分にご留意され、良き新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

---

**玉津充議長**

これもちまして、平成28年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時 29分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29 年 3 月 2 日

紀北町議会議員 玉津 充

紀北町議会議員 中津畑正量

紀北町議会議員 大西瑞香